

社会福祉法人 美和保育園 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (1) 保育所の経営
- (2) 一時預かり事業の経営
- (3) 幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人美和保育園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、児童の健全育成及び子育てを支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県あま市金岩枝村36番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選考委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選考委員会において行う。

2 評議員選考委員会は、外部委員3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選考委員会の運営の細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選考委員会の決議は、委員の過半数が出席し、2名以上の賛成をもって行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が210,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。議長は出席評議員の互選とする。

(権限)

第10条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 役員等の損害賠償責任の免除
- (7) 役員等の損害賠償責任の一部免除
- (8) 法人の解散
- (9) 吸収合併又は新設合併の承認
- (10) 基本財産の処分
- (11) 残余財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く、評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 役員等の損害賠償責任の一部免除
- (4) 法人の解散
- (5) 吸収合併又は新設合併の承認

- 3 前2項の規定にかかわらず、役員等の損害賠償責任の免除については、全ての評議員の同意がなければ決議することができない。また、監事の同意がなければ、役員等の損害賠償責任の免除についての議案を提案することができない。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項

の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

- 5 第1項から第4項の決議において、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 評議員会は、予め招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。
- 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったとみなす。

（議事録）

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長並びに会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

- 第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限及び義務）

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 4 理事は、法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第17条の2 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - (2) 理事が自己または第三者のために法人と取引しようとするとき
 - (3) 法人が理事の債務を保障することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事会に報告しなければならない。
- 4 前項のために必要があるときは、監事は理事会の開催を理事長に請求することができる。この場合の手続きについては、第28条第3項の規定を準用する。
- 5 会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する評議員会の議案の内容は監事の過半数をもって決定する。
- 6 会計監査人の報酬を定める場合、理事は監事の過半数の同意を得なければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、または理事長及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、

当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第23条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第24条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において（非業務執行理事等）という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、3万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

- 第25条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置く。議長は出席理事の互選で選出する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。理事長は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集通知を、当該請求のあった日から5日以内に行うものとする。この通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会の招集は、理事会の開催日の1週間前までに行う。ただし、理事及び監事全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合を除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 理事長が欠席した場合及び理事長の選定又は解任を決議した場合は、当該理事会に出席した全ての理事及び監事は、議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 愛知県あま市金岩枝村36番地所在の美和こども園敷地1筆
750.38平方メートル
 - (2) 愛知県あま市金岩枝村36番地、37番地1、38番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建美和こども園園舎1棟1階597.31平方メートル、
2階583.12平方メートル
 - (3) 愛知県あま市金岩枝村36番地、37番地1、38番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建美和こども園園舎1棟1階288.36平方メートル、
2階296.93平方メートル
 - (4) 愛知県あま市金岩枝村36番地、37番地1、38番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根高床式平屋建美和こども園園舎1棟73.61平方メートル
並びに鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建便所9.84平方メートル
 - (5) 愛知県あま市金岩十王堂17番地2、16番地所在の木造合金メッキ鋼板
葺平家建美和こども園園舎1棟89.43平方メートル
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、あま市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、あま市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変

更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会の報告に替えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 会計監査報告書
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出された者に帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、あま市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨をあま市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人美和保育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、

この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | | |
|-----|----|-----|
| 理事長 | 服部 | 智照 |
| 理事 | 鈴木 | 良治 |
| 理事 | 杉藤 | 正一 |
| 理事 | 宮地 | 直敬 |
| 理事 | 杉本 | 金之助 |
| 理事 | 竹田 | 米吉 |

2 この定款は、昭和39年9月4日より施行する。

附 則

1 この定款は、昭和39年12月3日より施行する。

附 則

1 この定款は、昭和44年2月26日より施行する。

附 則

1 この定款は、昭和46年12月13日より施行する。

附 則

1 この定款は、昭和48年1月24日より施行する。

附 則

1 この定款は、昭和51年3月31日より施行する。

附 則

1 この定款は、昭和54年5月16日より施行する。

附 則

1 この定款は、昭和60年5月23日より施行する。

附 則

1 この定款は、昭和63年1月21日より施行する。

附 則

1 この定款は、平成7年7月10日より施行する。

附 則

1 この定款は、平成10年6月11日より施行する。

附 則

1 この定款は、平成14年3月15日より施行する。

附 則

1 この定款は、平成14年7月30日より施行する。

附 則

1 この定款は、平成14年9月4日より施行する。

附 則

1 この定款は、平成14年12月24日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成17年9月13日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成19年1月23日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成19年6月20日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成21年10月7日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成22年6月22日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成25年6月24日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日より施行する。(社会福祉法改正による)

附 則

- 1 この定款は、平成29年11月28日より施行する。
- 2 第31条第2項中、「美和こども園」とあるのは、平成30年3月31日までは「美和保育園」と読み替える。